

8 監 査 第 103 号
令和 8 年 7 月 31 日

請求人
名古屋市天白区
太 田 敏 光 様

愛知県監査委員 今 田 幹 雄

同 小 川 淳

同 柏 木 勝 広

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和 8 年 7 月 13 日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求の内容については、請求人から令和8年7月13日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県議会事務局長

2 請求の対象となる財務会計行為及び当該行為が違法・不当である理由

令和7年度の政務活動費の支出において、聖教新聞と公明新聞の購読に政務活動費を支出しているのは、政教分離に反し、違法・不当であり、愛知県に返還されるべきであるにもかかわらず、愛知県は返還請求を怠っている。

3 請求する措置

当該行為に係る支出相当額の返還及び政教分離に反する充当を禁止することを規則に明記することを求める。

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員山本浩史及び中根義高は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 要件審査

本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

法第100条第14項においては、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とされ、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号）においては、政務活動費を充てることができる経費のうち資料購入費について、「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する書籍購入代、新聞雑誌購読料等の経費」とされている。

請求人は、上記の許容された経費に該当しないことを示す具体的な事実を何

ら指摘していない。

なお、政教分離は、一人一人の信教の自由を確実に保障するために、国や地方公共団体が特定の宗教と関係を持たず、そこに公金の支出をしないという趣旨であるところ、請求人は、公明新聞及び聖教新聞の購読に政務活動費を支出しているのは政教分離に反すると単に主張するのみであるから、違法・不当の理由あるいは事実を具体的に摘示したものとは認められない。

第4 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。